

社会福祉法人上宮会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人上宮会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の職務執行の対価として原則支払うものであり、職位に基づいて支払われるものではない。

(評議員の報酬)

第三条 評議員が評議委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び別表2により報酬を支払うことができる。

(理事の報酬等)

第四条 理事長が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を払うことができる。

なお、同一に開催された理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、本項の報酬は支払わないものとする。

(監事の報酬)

第五条 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立入及び運営状況の指導または、監査の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同一に開催された理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、本項の報酬は支払わないものとする。

第六条 評議員選任・解任委員会が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(報酬の算定及び額)

第七条 報酬額は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会の職務執行の対価として相当であるほか、社会福祉法人としての理念をふまえたうえで、法人の経営状況を鑑みて算定する。

- 2 理事の報酬額は、理事全員の総額が各年度で2,000,000円を超えない範囲で、別表1のとおりとする。
- 3 監事の報酬額は、監事全員の総額が各年度で2,000,000円を超えない範囲で、別表1のとおりとする。
- 4 評議員の報酬額は、評議員全員の総額が2,000,000円を超えない範囲で、別表1のとおりとする。
- 5 評議員選任・解任委員会の報酬額は別表1のとおりとする。

(支払の方法)

第八条 報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した日または、第四条第2項及び第五条第2項に定める業務にあたった日に原則支払うものとする。

- 2 支払方法は、報酬から源泉徴収をした額を現金で支払うものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、役員、評議員及び評議員選任・解任委員より、別の支払方法の申し出があった場合はその限りではない。

(報酬の辞退)

第九条 報酬は、辞退することができる。

(出張旅費)

第十条 役員が法人業務のために出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実費を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(改正)

第十一条 本規程の改正は、次のとおりとする。

- (1) 第一条から第七条第1項から第4項及び第八条から第十一条については、評議員会の決議を経なければならない。
- (2) 第六条及び第七条第5項については、理事会の決議を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月1日より適用する

別表1

区 分	報酬額 (1日分)
理事長	無報酬
施設長である理事	無報酬
非常勤理事	30,000円
評議員	30,000円
監事	30,000円
評議員選任・解任委員会	30,000円